

公害防止協定書

松阪市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙がウッドピア松阪北地区産業用地に工場を建設し操業するにあたり、公害の防止について、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、乙の事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境の保全に努めることを目的とする。

（公害防止対策書）

第2条 この協定の目的を達成するため、甲乙協議し、別途公害防止対策書を定めるものとする。

2 乙は、公害防止対策書に定める事項を適切に実施するために、生産関係施設及び公害防止施設等の整備点検に努め、常に十分かつ適正な管理体制を確立するとともに、公害防止の技術開発に応じ、公害防止施設改善を図り、事業場排出物の削減防除に努めるものとする。

3 前項の「公害防止対策書」は、状況の変化に応じて、甲乙協議のうえ改定することができる。

（施設等の変更及び増設等）

第3条 乙は、公害防止対策書に定める事項もしくは、公害特定施設又はこれに関連する重要な施設の変更あるいは、増設等をしようとするときは、事前に甲と協議し甲の意見を尊重するものとする。

（産業廃棄物の処理）

第4条 乙は、産業廃棄物の処理に際して公害の発生しないよう十分な措置を講ずるものとし、委託その他の方法により処理する場合は、受託業者がこれを適正に処理するよう指導し、その処理状況の把握に努めるものとする。

2 乙は、年1回、産業廃棄物の処理状況を甲に報告するものとする。

3 産業廃棄物の処理について、自己処理以外は三重県の許可業者に行わせるものとする。

（環境の美化）

第5条 乙は、事業所内の環境美化に配慮し、緑化等、環境の整備に努めるとともに事業所周辺の環境の美化にも留意するものとする。

（報告及び立入調査）

第6条 甲は、この協定の実施に必要な事項について報告を求める事ができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、必要に応じ、乙の事業所敷地内に立入り、公害関係施設、書類及び工場排出物、その他原材料等の調査を行うことができるものとし、それに要する検査測定費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、報告、立入調査により知り得た資料のうち、乙の機密事項に属するものについては、その機密を保持するものとする。

（施設等の改善及び操業規制）

第7条 甲は、乙が公害防止対策書に定める排出基準を上回ったときは、乙に対し施設の改善等の必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとする。

2 甲は、乙が前項に措置を講ずるも、なお排出基準を上回るときは、乙に対し当該施設の操業の短縮または、一時停止等必要な措置を命ずることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

（事故等の措置）

第8条 乙は、施設等の故障、破損、その他の事故により公害が発生し、又は発生する恐れが生じた場合は、直ちに応急の措置をとるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合、甲が必要な指示をしたときは、乙はこれに従うものとする。

（被害の補償）

第9条 甲は、乙からの排出物により不測の被害が発生し、その被害について被害者より申し出があったときには、必要に応じて、甲または甲の委嘱する機関によって調査を行うことができるものとし、それに要する検査測定費用については、乙が負担するものとする。その結果、乙の責めに帰すべきものであると認められたときは、乙はその被害の保障に応じなければならない。

2 前項の場合において、地域住民に対する損害補償等、その解決が困難であると乙か

ら申し出があったとき、甲は乙とともに解決のための調整に努めるものとする。

(権利義務の承継)

第10条 乙は、当該事業所の権利を第三者に譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲受人にこの協定に定める事項のすべてを承継させなければならない。
この場合、乙は甲に対し事前にその旨を報告するものとする。

(公表)

第11条 甲は、この協定に定める諸事項について、乙の企業機密に属する事項を除き、公表することができるものとする。

(改定等)

第12条 この協定の内容について、疑義及び定めのない事項が生じたとき、又はこの協定の内容を変更しようとするときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を所有する。

令和 年 月 日

甲 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市長 竹上真人

乙 ○○県○○市○○町○○番地

株式会社○○○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

公害防止対策書

公害防止協定書第2条第1項の規定により、株式会社〇〇〇の公害防止対策書を次のように定める。

第1. 大気汚染防止対策

- (1) ばい煙の発生施設は燃焼管理等により、排出物の削減に努めるものとする。
- (2) ばい煙の排出基準及び測定回数は次の通りとする。

発生施設	ばいじん		窒素酸化物	
	排出基準	測定回数	排出基準	測定回数
ボイラー				

- (3) 採取場所
ばい煙排出口、但し煙道採取による。
- (4) 採取及び測定方法
大気汚染防止法施行規則別表第2の備考に掲げる方法により行うものとする。

第2. 水質汚濁防止対策

- (1) 工場生産関係排出及び生活系排水は、次のとおりとする。

項目	P H	COD (mg/ℓ)	S S (mg/ℓ)	N - ヘキサノ ン排出物質 (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/ml)
排出基準					
測定回数					

- (2) 放流先水域の負担を軽減するために極力再生利用するとともに、排出量の削減に努めるものとする。
- (3) 水質汚濁の原因となる不慮の流失事故に対して、処理資材等を整備し万一に備えるものとする。
- (4) 排出処理系の中和処理・加圧浮上・砂ろ過の維持管理に十分留意し、適切な処理効果を上げるものとする。
- (5) 採水場所
工場敷地内の最終排水口とする。

(6) 測定方法

排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る測定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）第1、またはこれに準ずるものとする。

第3. 騒音・振動防止対策

- (1) 騒音・振動を発生する施設の設置並びに作業にあたっては、防音・振動対策を十分実施し、その抑止に努めるものとする。
- (2) 工場敷地境界線における排出基準及び測定回数は次のとおりとする。

(騒音)

場所	排出基準			測定回数 (朝昼夕夜)
	昼間	朝・夕	夜間	
敷地境界線				

※朝=午前6:00～午前8:00 昼間=午前8:00～午後7:00 夕=午後7:00～午後10:00 夜間=午後10:00～午前6:00

(振動)

場所	排出基準		測定回数 (朝昼夕夜)
	昼間	夜間	
敷地境界線			

※ 昼間=午前8:00～午後7:00 夜間=午後7:00～午前8:00

(夜間測定については、夜間作業を行わない場合、省略する事が出来る。)

- (3) 測定場所
敷地境界線とする。

(4) 測定方法

騒音

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）第1条例第1項備考2.3.4によるものとする。

振動

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年11月10日環境庁告示第90号）第1条備考3.4.5.6によるものとする。

第4. 悪臭防止対策

悪臭を発生するものについては、施設の整備管理等取り扱いについて十分留意するとと

もに、その対策を積極的に推進し悪臭防止に努めるものとする。

第5. 産業廃棄物処理対策

- (1) 廃棄物については、廃棄物の減量化及び再資源化の観点から生産工程の改善等により廃棄物が極力発生しないよう努めるとともに、廃棄物の飛散、流出、悪臭の発生等がないよう十分な管理を行い、万全を期するものとする。
- (2) 廃棄物の一部には有害物質を含有するものもあることから、処理業者への委託に際しては、その性状を十分把握し、当該業者における処理方法・処理能力等が適切であるかを確認するものとする。

第6. 記録及び報告

- (1) 測定記録は、10年間保存するものとする。
- (2) 乙は、年1回測定結果を甲に報告するものとする。ただし、測定結果が公害防止対策書に定める排出基準を上回った際は、乙は、すみやかにその結果を甲に報告するものとする。

令和 年 月 日

甲 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市長 竹上真人

乙 ○○県○○市○○町○○番地

株式会社○○○

代表取締役 ○ ○ ○ ○